

しまね子育て応援企業認定要綱

(目的)

第1条 仕事と生活の調和と男女共同参画を推進し、子育てにやさしい職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を「しまね子育て応援企業」として県が認定し、仕事と家庭の両立支援企業の拡大を図る。

(定義)

第2条 この要綱において認定の対象となる企業は、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う事業所とする。

2 しまね子育て応援企業として認定を受けた企業を、「こっころカンパニー」と称する。

(認定基準)

第3条 しまね子育て応援企業の認定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 別に定める審査票の基本項目審査において、要件を満たすこと。
- (2) 別に定める審査票のこっころ度審査において、こっころポイントが55こっころ以上であること。

(申請)

第4条 しまね子育て応援企業の認定を受けようとする企業は、認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、認定申請を行うものとする。

(審査)

第5条 知事は、前条の申請を受理したときは、認定基準を満たしているか審査を行う。

2 審査にあたり必要と認められるときは、聞き取り調査を実施する。

(認定等)

第6条 知事は、前条の規定による審査の結果、認定基準を満たしている企業をしまね子育て応援企業に認定する。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、認定企業に対し認定証を交付する。

3 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(県の支援)

第7条 知事は、認定企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページにおいて認定企業名及びこっころポイント等を公表するとともに、広報誌等により子育て支援への取り組み内容などを紹介し、認定企業のPRに努める。
- (2) 広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー」マーク・ロゴの使用を認める。
- (3) その他別に定める優遇措置をおこなう。

(届出の変更)

第8条 認定企業は、申請の内容に変更があった場合は、変更届（様式第2号）に認定証を添付し、速やかに知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定企業が第3条に定める認定基準を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた企業は、速やかに認定証を返納するものとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。